

取締役の選任・解任基準

(監査等委員会設置会社)

1. 当社の取締役候補者は、法令上の要件及び以下の要件を満たす者から選任する。

監査等委員でない取締役

- ① 当社の社会的な責任・使命を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行できる者
- ② 当社の経営管理、事業運営に関する豊富な知識と経験を有する者
- ③ 非業務執行取締役においては、取締役の職務執行を監督するに相応しい、以下のいずれかの分野における高い見識と能力を有する者
企業経営、経済、IT、法律、会計、税務、人事、労務などの専門分野に関する知識

監査等委員である取締役

- ① 当社の社会的責任・使命を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、取締役の職務執行を監督できる者
- ② 公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者
- ③ 取締役の職務執行を監査・監督するに相応しい、以下のいずれかの分野における高い見識と能力を有する者
企業経営、経済、IT、法律、会計、税務、人事、労務、監査などの専門分野に関する知識

社外取締役

- ① 独立社外取締役においては、当社の独立性判断基準の要件を満たす者
- ② 以下のいずれにも該当しない者
 - (1) 社外取締役としての在任期間が通算8年を超えることとなる者(ただし退任後 5年を超える場合は退任前の在任任期は通算しない)
 - (2) 当社以外に5社以上の上場企業の社外取締役または監査役を兼任し、かつ前年度の取締役会への出席率が80%に満たない者
- ③ 前各号のいずれかに抵触する場合でも、取締役会がその独立性および責務遂行の可否を総合的に判断し社外取締役として相応しい者と認められれば、社外取締役候補者とすることができる。その場合においては、社外取締役として相応しいと判断した理由等について選任時に説明・開示を行うものとする。

2. 当社の取締役が、以下のいずれかの要件に該当する場合は、解任に向けた所定の手続きをとる。

- ① 取締役の選任基準を満たさなくなった場合
- ② 法令・定款・公序良俗などに違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合

2015年11月26日 制定

最終更新日:2021年12月22日